

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主な学生支援



すべての学生向け	すべての学生へ	特別定額給付金	→	一律1人10万円を給付（市区町村の受付開始日から3か月以内に申請が必要） ※帰省して自宅郵便物を受け取れない学生等は日本郵便の転送サービスが利用可能	→	特別定額給付金コールセンター 0120-260-020 09:00～20:00（休日問わず）
	スマホの通信速度制限が心配	学習等に必要な通信環境の確保（※主に25歳以下を対象）	→	スマートフォンの通信容量を無償で追加（携帯電話会社によって申告の必要性あり） ●ドコモ、ソフトバンク、KDDI、UQ モバイルなどが対象 ●30～50GBを無償提供 ※携帯会社によって、対象期間と通信容量が異なります。	→	各携帯電話会社 問合せ先一覧▶

家計が急変した学生向け	アルバイト代が減少している	学生支援緊急給付金	→	住民税非課税世帯の学生等に20万円を給付 一人暮らしでアルバイト代が減少している学生等に10万円を給付 ※要件はアルバイト代が前月比50%以上減少など。最終的には各大学等において判断します。	→	各大学等の窓口 申請の手引き▶
	経済的に非常に困窮している	授業料等減免・給付型奨学金（修学支援新制度）	→	家計が急変した学生等へ授業料・入学金の減免および返済不要な奨学金を支給（採用は随時） ●授業料年額最大約70万円および給付型奨学金月額最大7.58万円を支給 ●対象は「住民税非課税世帯」と「それに準ずる世帯」の学生等	→	各大学等の窓口 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
	経済的に困窮している	貸与型奨学金	→	緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生等を支援（採用は随時） ●緊急採用奨学金（無利子）月額最大6.4万円 ●応急採用奨学金（有利子）月額最大12万円 ●対象は家計が急変し緊急に奨学金が必要になった学生等	→	進学資金シミュレーション▶
	大学等の学費が支払えない	貸与型奨学金（海外）	→	緊急に第二種奨学金（海外）の必要が生じた私費留学生を支援（採用は随時） ●応急採用奨学金（有利子）月額最大12万円 ●対象は家計が急変し緊急に奨学金が必要になった日本人留学生	→	日本学生支援機構 海外貸与係 03-6743-6040
	その他の支援	授業料の納付猶予・延納	→	困窮している学生等を対象に、多くの大学等で授業料の納付猶予や延納等を行っています。 ※国公立大学100%、私立大学96%で対応済	→	各大学等の窓口
		各大学等独自の授業料等減免	→	家計が急変した学生等へ授業料等の減免を実施 減免額や対象要件については各大学等によって異なるため、各大学等にお問い合わせください。	→	各大学等の窓口

家計が急変した世帯向け	一時的に生計維持が必要な場合	生活福祉資金貸付金（緊急小口資金等の特例）	→	家計が急変した世帯へ最大20万円の貸付（無利子） ●低所得世帯等や休業・失業等により生活資金で困っている世帯を対象	→	お住まいの市区町村の社会福祉協議会等 参考：都道府県等社会福祉協議会一覧▶
-------------	----------------	-----------------------	---	--	---	--

低所得世帯向け	大学等へ修学するためのお金が必要な場合	生活福祉資金貸付金（教育支援資金）	→	低所得世帯へ月額最大6.5万円の貸付（無利子）	→	お住まいの市区町村の社会福祉協議会等 参考：都道府県等社会福祉協議会一覧▶
---------	---------------------	-------------------	---	-------------------------	---	--

ひとり親世帯向け	大学等への修学や生活費を必要とする場合	母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）	→	母子・父子・寡婦家庭へ以下の内容で貸付（無利子） ●就学支度資金（受験料、被服費等）最大59万円の貸付 ●修学資金（授業料、生活費等）最大14.6万円の貸付	→	お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当
----------	---------------------	--------------------------	---	--	---	--

日本人の留学生向け	やむなく帰国した学生	新型コロナウイルスに係るJASSO災害支援金	→	10万円支給（帰国した翌月から6か月以内に申請が必要） ※対象は、日本学生支援機構からの奨学金を受給し、検疫強化対象地域に指定された日から指定が解除された日までの間に帰国した方	→	日本学生支援機構 JASSO災害支援金担当 03-6743-3185 ※検疫強化対象地域▶
-----------	------------	------------------------	---	---	---	--

事業主向け	アルバイト代が減少した場合	雇用調整助成金の特例措置	→	事業主が学生アルバイト等に対して休業手当を支給する場合、その休業手当を国が最大100%助成します。	→	雇用調整助成金について▶
-------	---------------	--------------	---	---	---	--------------